

令和6年度スポーツ産業の成長促進事業「スタジアム・アリーナ改革推進事業」公募説明会 質疑応答

番号	質問	回答
1	<p>事業Bについて、候補地が決まっていない場合は原則対象外とのことであるが、確実にここでやりますということが確定していなければならないのか、それとも候補地としてここを今想定しているというレベルで問題ないのか。</p>	<p>公募要領記載の正確な表現として「建設予定地候補が特定されていない案件」としているため、建設予定地候補が特定されている必要がある。ただし、最終的な建設地はステークホルダーとの協議によって決まる性格のものであるため、応募時点において建設地が確定していることまでは求めない。</p>
2	<p>公募要領「9. 企画提案書等の提出方法」の(3)提出書類①企画提案書に「原則15枚以内とする」との記載があるが、＜補助事業経費＞頁の手前までで15枚か、それとも＜補助事業経費＞頁も含めて15枚か。</p>	<p>純粋な企画提案部分で15枚。この15枚の中に＜補助事業経費＞以降の頁は含まれない。</p>
3	<p>事業Cについて、協議の上決定するものと認識しているが、経済的価値・社会的価値の定量評価手法の実証にあたり、現存するスタジアム・アリーナの実績値を公表するという理解でよいか。</p>	<p>基本的に公表を想定している。ただし、何らかの事情によって公表が叶わない場合は、個別具体的にスポーツ庁担当者と協議していただくことになる。</p>
4	<p>事業Cについて、「現存するスタジアム及びアリーナ以外の施設がもたらす経済的価値・社会的価値と比較し検証」とあるが、これは、現存するスタジアム・アリーナの場所にスタジアム・アリーナ以外の施設があった場合の価値との比較なのか、近隣地域の他の場所にスタジアム・アリーナ以外の施設があった場合における一般的な価値との比較なのか。いずれの想定か。</p>	<p>両方を想定している。</p>